あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて

> 関係機関地方団体用 (申請者からの書類受付機関用)



厚生労働大臣指定登録機関 公益財団法人 東洋療法研修試験財団

本資料は、免許保有証申請者からの申請書類を受け付ける**各関係機関地方団体(以下、地方団体)**のものです。

1. 免許保有証とは

国家資格免許である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、 免許を保有していることを確認するための携帯用カード(以下、保有証)です(免許証に代わる ものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません)。

- ※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。
- ※各関係団体の会員のみならず、非会員も発行対象者となりますので、地方団体にて適宜受付願います。
- ※複数免許がある場合でも、保有証は1枚の発行となります。

2. 発行手続き前の注意事項(免許登録事項の変更の有無)

~免許保有証の申請を行う前に申請者に以下の点をご確認ください~

免許証の紛失、または登録事項(氏名、本籍地等)に変更がある場合は、免許証の再交付、登録事項の変更手続きをするようご指導をお願いいたします(免許証の紛失、登録事項に変更がある場合は、保有証の申請受付は出来ません)。

再交付、登録事項変更手続きについては以下の当財団のホームページ(「免許登録の案内」) を参照ください。

http://www.ahaki.or.jp/registration/guidance.html

3. 地方団体での手続き

次の「手続きフロー」及び「手続きマニュアル」に従い、お手続き願います。

※「厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて(申請者用)」もご一読いただきますようお願いいたします。

手続きフロー ~申請から発行まで~ (年一回発行)



申請者(各関係団体会員、非会員)

(1)

申請書等を関係機関(地方団体)より入手し、 必要書類一式を揃え、<u>関係機関(地方団体)</u> <u>に直接持参</u>





総括 リスト

関係機関(地方団体) (例 〇〇県〇〇師会等)

2

関係機関(地方団体)で<u>申請書類一式を確認後(顔写真照合含む)、「**総括リスト**(電子データ)」を作成し、</u>纏めて中央機関に送付



6

関係機関(本部)より関係機関(地方団体) にカードー括送付



総括 リスト

関係機関(本部)

3

関係機関(本部)で、関係機関(地方団体)からの申請書類一式及び「申請者総括リスト(電子データ)」を再確認し、「総括リスト(電子データ)」及び写真貼付用紙を取り纏め財団に一括送付



(5)

財団より関係機関(本部)にカードー括送付



総括 リスト

財団

④財団で各関係機関(本部)からの「総括リスト(電子データ)」及び写真貼付用紙を確認し、情報登録し、カードを一括発注

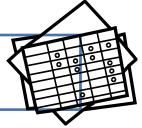
手続きマニュアル

- 1. 書類の配布
- 2. 申請書類の受け取り



3. 申請書類・手数料支払の確認

4. 総括リストの作成



- 5. 申請書類等(コピー)の保管
 - 6. 申請書類原本の本部送付
 - 7. 保有証(カード) の受け取り



8. 保有証(カード)の発送

1. 申請書類の配布

各団体所属会員、非会員の申請希望者に対し、以下の申請書類をまとめて配布願います。

- (1)「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて(申請者用)」 一式
- (2) 「厚生労働大臣免許保有証交付申請書及び写真貼付用紙」1枚
- (3) 「手数料の払込用紙」:各団体での指定支払方法に従い、必要に応じて払込用紙等をご用意ください。

2. 申請書類の受け取り

以下の書類を申請者が持参等しますので、<u>申請書類がそろっているか確認の上、受け取り</u>願います。

- (1) 厚生労働大臣免許保有証交付申請書及び写真貼付用紙
- (2) 本籍地記載の住民票(6カ月以内のもの)(原本1部)
- (3) 本人確認用資料 原本とコピー(1部)
- (4) 申請する免許証(免許証明書)のコピー(各1部)
- (5) 保有証送付用封筒 (簡易書留料金 392 円分切手貼付)
- (6) 手数料の受領書等(原本1部)

3. 申請書類の確認

【確認内容】

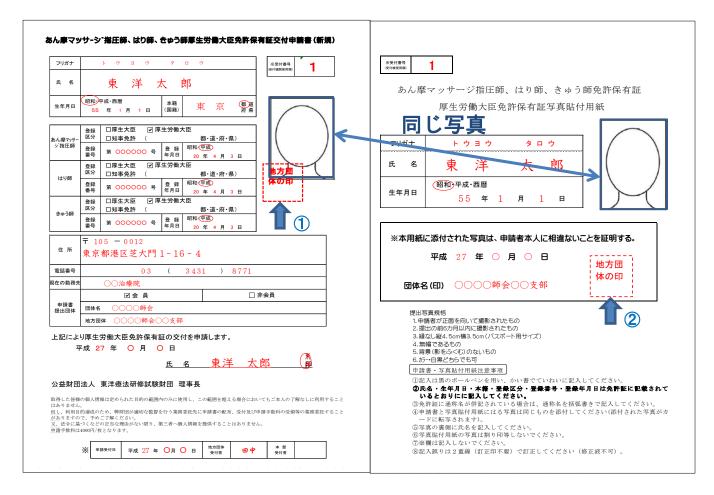
書類受取時に、以下の項目に従い、原則各書類の内容をその場でご確認ください。

①申請書

記載例を参照の上、記入内容(氏名、生年月日、本籍、免許証の登録区分、登録番号、登録年 月日等)の確認及び写真について確認願います。

|写真| (「厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて (申請者用)」参照)

- ・提出規格の写真2枚が申請書と写真貼付用紙に貼付されていますか。
- ・確認後、申請書には地方団体の長の<u>①割り印</u>をし、<u>②写真用紙は本人に相違ない旨を所定の箇</u> 所に団体名、押印し必ず証明してください。(**割り印はしない**)



・本人確認書類(身分証明書)の原本とコピーを照合し、間違いがないか以下の書類にて写真と<u>本</u>人照合願います(照合後、原本はご本人にお返し下さい)。

〇1 点で良い書類

運転免許証、写真付き住基カード、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書

O2点必要な書類(1.の書類がない場合):以下のAとBの各1点、又はAから2点を提示して下さい。

書類一覧

写真無し住基カード、健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保A 険者証、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書 (この場合は登録した印鑑も必要です)等

次の内写真が貼ってあるもの

学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

②住民票

- 書類受取日において、発行日から6カ月以内のものが添付されているか。
- 申請者本人のものか。
- 本籍地の記載があるか。

注1:免許証に記載されている氏名・本籍が住民票に記載されている氏名・本籍と異なる場合 名簿訂正・書換えについて、財団で手続きをしていただくようお願いいたします。

注2:登録氏名の漢字について

免許証は基本的には戸籍(住民票)に記載されている文字で登録を行っています。

保有証は免許証に記載されている漢字で発行をしますので総括リストには免許証に記載されているとおりの漢字氏名の入力をしてください(氏名漢字に旧字体等が使用されている場合は正字に置き換える場合があります)。

③あはき師免許証(免許証明書)の写し

・免許証を A4 の用紙でコピーした添付があるか。 (知事免許で裏書がある場合は裏面のコピーの添付も必要です。)

注:免許証を紛失している場合は再交付申請が必要です。

⇒財団で手続きをしていただくようお願いいたします。

④保有証送付用封筒および送料(392円分の切手)

・長3定型封筒に 392 円分の切手をはって、確実に受け取ることのできる宛先(氏名、住所)が 記入されているか。

⑤手数料

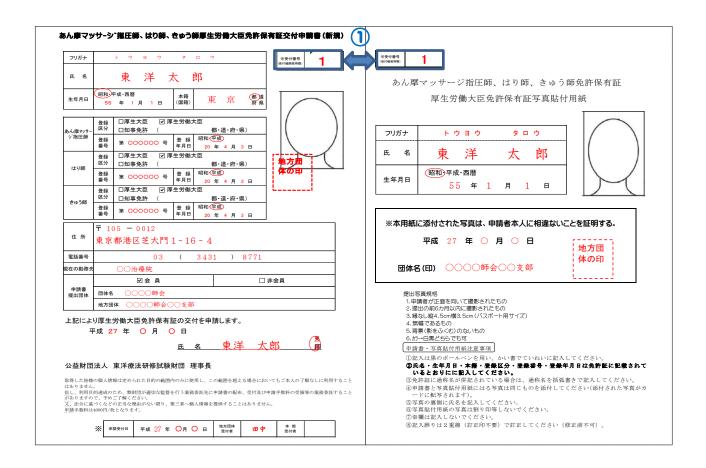
各団体での支払方法に従い、支払有無の確認願います(※払込用紙等での確認)

※現金での受領ではなく、申請者名による銀行・郵便局振込で、ATM 利用明細書、振替払込受付 証明書等の確認をお願いします。

以上の提出書類に不備がある場合は申請者に連絡をし、確認願います。

4. 総括リストの作成等

1) 申請書・写真貼付用紙の上部※<u>受付番号(受付機関使用欄)を1から順に番号</u>をつける(申請書と写真貼付用紙は同じ番号)。



2) 申請書類を元に、<u>所定の「総括リスト」(エクセル)に電子データでの入力</u>願います(手書き不可)。

総括リスト入力の注意事項等(拡大版は P11)

1		労働大臣免許保有 載 例	証業		1. 氏名漢 2. 免許証(の区分	お厚生大	臣·厚生労	働大	おり入力して 臣・登録都道 ・写真照合・	府県名	を入力して			カしてください	١,	団体名 支部名	〇〇師会		支部 No.	1
受付	氏名	フリガナ	4	年月日	本籍	区分		Eマッサー: 登録番号		E師 録年月日	区分	知事免許 発行元	はり師 登録番号	#	録年月日	区分	知事免許 発行元	きゅう間 登録番号	г –	像年月日	建認 事項
1	東洋 太郎	トウヨウ タロウ	昭和	55.1.1	東京都	享労		123XXX	平成	20.4.3	厚労		789XXX	平成	20.4.5	厚生		345XXX	平成	20.4.3	済
2	渡邉 一郎	ワタナヘ゛ イチロウ	昭和	40.5.10	神奈川県	印事	神奈川県	12XX	昭和	62.4.5	知事	東京都	22XXX	昭和	63.4.8	知事	東京都	33XXX	昭和	63.4.8	済
3	金 花子(金田 花子)	キン ハナコ(カネダ ハナコ)	西暦	1990.10.20	韓国						厚労		88XXXX	平成	24.5.10	厚労		77XXXX	平成	24.5.10	済
4	山田 二郎	ヤマダ゛ジ゛ロウ	昭和	30.8.15	埼玉県	印事	埼玉県	5XXX	昭和	42.4.6											済
5																					
6																					厂

①申請書・写真貼付用紙に記入した受付番号を入力してください。

2

- ・氏 名 免許証に記載されているとおり(**外字等含む**)に入力し、必ずフリガナをふること。
- ・生年月日 元号·西暦の欄は選択して入力できます。 外国籍は西暦で入力する。
- ・本 籍 免許証に記載されているとおりに入力する。

3

各師の免許登録情報を入力する。

- ・区 分 免許証の発行機関 厚生大臣(厚生)・厚生労働大臣(厚労)・各都道府県知事免許 (知事)は選択して入力できます。 知事免許は都道府県名を入力する。
- ・登録番号 免許証の記載の番号を入力する。なお、知事免許証の茨城県・千葉県・静岡県で保健所名の記載のあるものは保健所名除く番号のみを入力する。 例:「市保第36号」の場合 「36」のみを登録番号欄に入力
- ・登録年月日 知事免許証は再交付や書換え申請をした場合、裏書のある免許証があります。 古い方の日付けを入力してください(表の日付は発行年月日で登録年月日と異なる場合があります)。 元号の欄は選択して入力できます。
- ※ 申請がない資格は空欄にしてください。

5. 申請書類等(コピー)の保管(5年間)

申請書類(添付書類を含む)のコピーをとり、保管願います。なお、総括リスト(電子データ)もあわせて保存願います。

6. 申請書類原本の関係団体本部への送付

申請書類(原本)、総括リスト(印刷したもの・電子データ)を本部に送付願います。 申請書の添付書類は、交付申請書・写真貼付用紙(切り離さないこと)の間にはさみ込み、一つ にまとめて、受付番号順に並べて提出願います(個人情報のため、書留等確実に郵送等いただき ますようお願いいたします)。

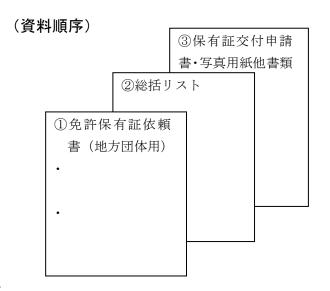
- 1)申請書類(原本)
 - ①「免許保有交付依頼書(地方団体用)」:(表紙となります)
 - ②「総括リスト」
 - ③ 手数料の払込関係書類
 - ④ 各申請者からの以下の提出書類一式:(総括リストの受付番号順に並べる)

「保有証交付申請書(新規)・写真貼付用紙」

「本籍地記載の住民票(6カ月以内のもの)」(原本1部)

「本人確認用資料」 コピー(1部)

「申請する免許証(免許証明書)」 コピー(各1部)



2) 電子データ

「総括リスト」: 財団所定の書式(エクセル)にてデータを送付願います。

≪受付団体で保管≫

「保有証送付用封筒および送料(392円分の切手)」は保管願います。

*申請に関して照会事項がある場合、本部もしくは財団から照会することがありますので 適宜ご対応いただきますようお願いいたします。

7. 保有証の受け取り

本部より送付された免許保有証を受領し、保有証の枚数を確認願います。

8. 保有証の発送

3-4の保有証送付用封筒(392円切手貼付)に入れて、簡易書留で申請者へ送付願います。

※保有証発送後、申請者から記載内容で照会等あった場合は財団に申請者本人から連絡するよう お伝え願います。

以上